

長浜市シティプロモーション特設サイト制作業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、長浜市シティプロモーション特設サイト制作業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 長浜市シティプロモーション特設サイト制作業務
- (2) 業務内容 別添「長浜市シティプロモーション特設サイト制作業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

3. 見積上限額

見積額の上限は、5,700,000円(消費税額及び地方消費税を含む。)とする。

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール(予定)

- 令和7年6月6日(金) プロポーザル実施の公告(HP掲載)、質問書受付開始、参加申込書受付開始
- 令和7年6月18日(水) 質問書の受付期限
- 令和7年6月25日(水) 質問への回答期限(HP掲載)
- 令和7年6月27日(金) 参加申込書の提出期限
- 令和7年7月9日(水) 企画提案書の提出期限
- 令和7年7月11日(金) ヒアリング審査

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とし、なお、グループ(複数の企業体)の場合、(3)から(5)の要件については、全ての構成者が満たしていることとし、

- (1) 令和7年度の長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 過去5年以内に、国又は地方公共団体及びその他公共団体、これに類する公益法人のシティプロモーションや広報ウェブサイトの制作や運用保守等業務の実績を有すること。なお、グループで応募する場合は、構成員のいずれかの者が本実績要件を満たしていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 長浜市から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

7. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式1）により、次の専用フォームにて提出すること。

専用フォームURL：<https://logoform.jp/form/BJcW/1066448>

※必ず電話で送信した旨伝え、担当課において受信したことを確認してください。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

(2) 提出期限

令和7年6月18日（水）午後2時（必着）

(3) 回答方法

令和7年6月25日（水）午後2時以降に市HPに掲載します。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出してください。

ア 参加申込書（様式2）1部

イ 会社概要（様式3）1部

グループで応募する場合は、構成する企業ごとに提出してください。

ウ 業務実績調書（様式4）1部

「6. 参加資格要件（2）」に該当する業務実績を5件以内で記入すること。また、サイトの運用実績がある場合、当該サイトが分かるURLも記載すること。

エ グループ構成表（様式5）1部

グループで応募する場合は、構成する企業全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。

オ 誓約書（様式6）1部

グループで応募する場合は、構成する企業ごとに提出してください。

(2) 申込期限

令和7年6月27日（金）午後3時（必着）

(3) 提出方法

必要書類を次の専用フォームにて提出してください。

専用フォームURL：<https://logoform.jp/form/BJcW/1066415>

※必ず電話で送信した旨伝え、担当課において受信したことを確認してください。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和7年7月2日（水）以降に電子メールで通知します。

9. 企画提案書の提出及び作成方法

参加資格審査結果通知書により提案者として認められた者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解したうえで、次の書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書【正本】1部 【副本】4部

様式・記載事項は自由とするが、次の項目については必ず記載すること。

①企画概要

トップページデザイン、キャッチコピー・ロゴマーク、コンテンツ内容、CMSの構築

②保守管理体制

SEO対策

③実施体制

業務の運営体制、全体スケジュール、進行管理

イ 見積書及び内訳書（任意様式） 1部

ウ 保守管理に係る見積書及び内訳書（任意様式） 1部

翌年度以降の保守管理について、その費用及び内訳について記載すること。また、見積額はホームページ制作後、5年間の金額を記載すること。ただし、この見積金額は、見積上限額に含まない。

(2) 提出期限

令和7年7月9日（水）午後3時（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。事故等については提出者のリスク負担とします。

(4) 提出先

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地（長浜市役所本庁4階）
長浜市 未来創造部 未来こども若者局 未来こども若者課

10. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル選定委員会が審査します。

(1) ヒアリング審査

プロポーザル選定委員会の審査においては、次のとおり提案者からのヒアリングを行い、提案内容を総合的に審査します。

ア プレゼンテーション時に映像資料等を使用することも可とするが、企画提案書に記載の内容と整合が取れているものに限るものとし、事業者名が特定できる情報を含めないこと。

イ プレゼンテーションに要する機材は提案者がすべて準備するものとするが、投影するための大型テレビモニター（HDMI端子による接続）については市で準備するため、使用を希望する場合は、事前に申し出ること。

ウ プレゼンテーションは、1者あたり3名までの参加とし、提案説明は、本業務の責任者または主担当者が行うものとする。

エ ヒアリング審査は1者あたり、概ね30分程度（提案説明20分および質疑応答10分）を予定する。

オ 接続等の準備は提案者の責任において行うこととし、接触不良等により当該モニターが使用できない場合、市は一切の責任を負いません。

(2) 審査日時（予定）

令和7年7月11日（金） 時間等詳細は別途お知らせします。

(3) 審査会場（予定）

長浜市役所 本庁舎5階 5-A会議室

(4) 評価項目

企画提案書、見積書、プレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、別添「審査採点表」に基づく項目、内容、配点割合により審査します。

ア 評価点が同点の場合には、事業費がより安価な者を受託候補者として選定する。事業費も同額の場合は、全体構成評価が高い者を受託候補者として選定する。いずれも同点の場合は、再度各委員から意見を聞き、順位を決定する。

イ 最低基準点は、事業費評価を除く75点のうち、6割にあたる45点とし、最低基準点に満たない者は、受託候補者に選定しない。申請者が1団体しかない場合でも、最低基準点に満たない場合は選定しません。

ウ 受託候補者が期日までに契約に応じない場合は、次点の者と契約を行う。

エ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

オ 選定委員会の会議は非公開とする。

1.1. 審査結果

(1) 通知方法

ヒアリング審査を受けた全ての提案者に電子メールにて通知します。

(2) 通知時期

令和7年7月24日（木）（予定）

1.2. 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

1.3. 情報公開及び提供

市は、提案者から提出された企画提案書等について、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

1.4. その他

(1) 言語および通貨単位

手続において使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成および提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とします。緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがあります。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式7）を担当課あてに提出してください。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ ヒアリング審査に正当な理由なく欠席した場合

カ 価格見積書の委託料が、見積上限額を超過した場合

キ 提案審査において最低基準点を設定された場合に、その最低基準点を評価点が下回ったとき

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとします。

(6) 提案内容の変更

事業の実施に際しては、受託候補者と市が業務委託内容の詳細を別途協議、調整のうえ、提案内容の一部を変更して契約する場合があります。

(7) 異議申し立て

提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15. 問い合わせ先

長浜市 未来創造部 未来子ども若者局 未来子ども若者課 担当者：尾崎、狩野

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

電話番号 0749-65-6371

FAX番号 0749-65-4006

E-mail mirai-kodomo@city.nagahama.lg.jp

長浜市シティプロモーション特設サイト制作業務 プロポーザル審査採点表

提案者名	
委員氏名	

(1) 企画提案書に対する審査

評価項目	評価基準	倍率	評価基準点					倍率×点	
			5点	4点	3点	2点	1点		
全体構成評価	1 企画・内容	業務目的や業務内容を理解し、提案できている	2	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	
	2 サイト構成	情報が得やすい魅力的なサイト構成となっている	1	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	
	3 独自性・創意工夫	仕様書の内容以外に、独自性・創意工夫がされている	2	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	
	4 コンテンツ	閲覧者が利用しやすい内容となっている	1	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	
	5 操作性・機能性	多様な利用者に対応した使いやすいシステムになっている 発注者が管理や更新等しやすい機能となっている	2	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	
	6 キャッチコピーとロゴマークの提案	キャッチコピーは、簡潔で訴求力がある ロゴマークは、独自性と創造性がある	1	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	
	7 情報分析	適切な閲覧数の分析手法及び改善手段の提案がある	1	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	
小 計								点/50点	

(2) 業務の実施体制等に関する評価

評価項目	評価基準	倍率	評価基準点					倍率×点	
			5点	4点	3点	2点	1点		
実施能力評価	1 業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・他の自治体での業務実績を有している	2	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	
	2 実施体制・スケジュール	実施できる人員体制 スケジュール管理能力	1	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	
小 計								点/15点	

(3) 保守費に関する評価

評価項目	評価基準	得点配分(A)	$\frac{\text{最低見積額}}{\text{見積額}}$ (B)	C	評価点 (B×C)
保守費評価 見積額	内訳書にかかる適切な見積額	10		10.0	#DIV/0!
小 計					0点/10点

(4) 事業費に関する評価

評価項目	評価基準	得点配分(A)	$\frac{\text{見積額}}{\text{見積限度額}}$ (B)	1 - B = C	評価点 (A×C)
事業費評価 見積額	内訳書にかかる適切な見積額	25	$\frac{-}{5,700,000}$	#VALUE!	#VALUE!
小 計					0点/25点

合 計					点/100点
-----	--	--	--	--	--------

※ 最低基準点は、事業費評価を除く75点満点中45点(6割相当)です。
提案者が1者しかない場合でも、最低基準点に満たない場合は選定しません。